

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置期間変更業者名

指名停止措置業者名	変更後の指名停止期間	変更前の指名停止期間
熊本県熊本市北区植木町石川450-1 開成工業（株）	平成28年12月20日～平成29年2月19日 (2ヶ月)	1ヶ月

2. 事実概要：

本件については、開成工業（株）の社員が、東北農政局が発注する水門復旧工事に関して、入札情報の提供を受けた見返りに、同局職員に対して複数回にわたり計十数万円相当の飲食接待を行ったとして平成28年12月19日に贈賄罪と新たに公契約関係競売入札妨害罪で山形地検に起訴されたものである。

3. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号ロの措置要件に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止1ヵ月を2ヶ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起したとき。 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 1ヵ月以上 3ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○ 総務部契約課長 入江 正 利 (内線2511)

総務部経理調達課長 中野 靖 久 (内線6311)

○ 総務部契約課長補佐 杉浦 敏 樹 (内線2512)